

## 平成26年度政策評価の実施に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）及び「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成24年3月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）に基づき、平成26年度政策評価の実施に関する計画を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 計画期間

この計画の計画期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

#### 2 事後評価の実施に関する計画

基本計画に定めた事後評価の対象としようとする政策のうち、平成26年度中に事後評価の対象とする政策及びその具体的な事後評価の方法は、次のとおりである。

##### (1) 実績評価方式による評価

平成26年度においては、「平成25年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、別添1の基本目標及び業績目標について、平成25年度を評価期間とする評価書を作成する。

また、別添2の基本計画第6の5に掲げられた政策のうち、(1)から(7)までについて、別添3の基本目標及び業績目標を設定し、平成26年度を評価期間とする評価を実施する。

なお、評価書の作成は平成27年度に行う。

##### (2) 事業評価方式による評価

平成26年度においては、別添2の基本計画第6の5に掲げられた政策のうち、(10)及び(13)について、別添4のとおり評価書を作成する。

##### (3) 総合評価方式による評価

平成26年度においては、別添2の基本計画第6の5に掲げられた政策のうち、(9)について、評価書を作成する。

#### 3 事前評価の実施に関する計画

新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他市民生活や社会経済に与える影響が大きい政策について、随時必要に応じて評価を実施する。

## 実績評価方式による評価

以下の基本目標及び業績目標については、平成25年度を評価期間とし、平成26年度に評価書を作成することとする。

### 基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 総合的な犯罪抑止対策の推進
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
- 業績目標 3 良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止

### 基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
- 業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標 4 科学技術を活用した捜査の更なる推進
- 業績目標 5 被疑者取調べの適正化の更なる推進

### 基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 来日外国人犯罪対策の強化

### 基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標 2 運転者対策の推進
- 業績目標 3 道路交通環境の整備

(注) 業績目標 3 の評価の実施に当たっては、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行うこととする。

### 基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
- 業績目標 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

### 基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

### 基本目標 7 安心できるIT社会の実現

- 業績目標 1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

## 国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成24年3月国家公安委員会・警察庁決定）抜粋

第6 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項等

5 計画期間内において事後評価の対象とする政策は、次のとおりとし、それぞれ実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式の中から適切な方式を用いて評価を実施することとする。

- (1) 市民生活の安全と平穩の確保
- (2) 犯罪捜査の的確な推進
- (3) 組織犯罪対策の強化
- (4) 安全かつ快適な交通の確保（社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係るものを含む。
- (5) 国の公安の維持
- (6) 犯罪被害者等の支援の充実
- (7) 安心できるIT社会の実現
- (8) サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進
- (9) 災害に係る危機管理体制の再構築
- (10) 子ども女性安全対策班の設置
- (11) 道路交通法の一部を改正する法律（平成17年法律第183号）により新設された規制
- (12) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）により新設された規制
- (13) 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制
- (14) 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律（平成19年法律第120号）により新設された規制

## 実績評価方式による評価

以下の基本目標及び業績目標については、平成26年度を評価期間とし、平成27年度に評価書を作成することとする。

### 基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 総合的な犯罪抑止対策の推進
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
- 業績目標 3 良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止

### 基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上
- 業績目標 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標 4 科学技術を活用した捜査の更なる推進
- 業績目標 5 被疑者取調べの適正化の更なる推進

### 基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 国際組織犯罪対策の強化

### 基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標 2 運転者対策の推進
- 業績目標 3 道路交通環境の整備

(注) 業績目標 3 の評価の実施に当たっては、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行うこととする。

### 基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処
- 業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
- 業績目標 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処

### 基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

### 基本目標 7 安心できるIT社会の実現

- 業績目標 1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

## 事業評価方式による評価

以下について、平成26年度に評価書を作成することとする。

- 1 子供女性安全対策班の設置
  
- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）により新設された規制
  - ・ 75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の導入